

平成30年6月27日

報道機関 各位

国立大学法人富山大学学長候補者の選考に係る公示について

(お知らせ)

このたび、国立大学法人富山大学学長選考会議では、現学長の任期が平成31年3月31日で満了することに伴い、学長選考規則に基づき、次期学長候補者の選考を行います。

ついては、別紙のとおり次期学長候補者の選考に係る公示をいたしましたので、お知らせいたします。

【次期学長の任期】

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

【別紙】

- 国立大学法人富山大学学長候補者の選考について（学長選考会議公示第1号）
- 国立大学法人富山大学学長候補者選考の基準について
(学長選考会議公示第1-2号)
- 国立大学法人富山大学学長候補適任者の推薦受付について
(学長選考会議公示第1-3号)
- 学長選考に関する関係規則抜粋

【本件に関する問い合わせ先】

富山大学 総務部 総務・広報課（細田，前田）
TEL. 076-445-6005

公 示

国立大学法人富山大学学長候補者の選考について

国立大学法人富山大学学長選考規則第3条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり学長候補者の選考について公示します。

記

1 選考を行う理由

現学長の任期が平成31年3月31日で満了するため。

(国立大学法人富山大学学長選考規則(以下「規則」という。)第3条第1項第1号)

2 選考日程等

(1) 学長候補適任者の推薦受付(規則第5条)

平成30年9月3日(月)から平成30年9月7日(金)

(2) 学長候補適任者の決定(規則第6条)

平成30年9月10日(月)開催予定の学長選考会議で審議決定する。

(3) 公開討論会等(規則第7条)

平成30年10月12日(金)から平成30年10月19日(金)までの間に、五福、杉谷、高岡の3キャンパスで実施予定。

(4) 意向調査(規則第8条)

平成30年10月22日(月)から平成30年10月26日(金)までの期間に実施予定。

(5) 学長候補者の決定(規則第9条)

平成30年11月5日(月)開催予定の学長選考会議で審議決定する。

平成30年6月27日

国立大学法人富山大学学長選考会議

公 示

国立大学法人富山大学学長候補者選考の基準について

国立大学法人富山大学学長選考会議は、国立大学法人富山大学学長選考規則に基づき、以下により学長候補者を選考する。

- (1) 学長候補適任者の推薦を受け付け、提出された書類等の確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。
- (2) 学長候補適任者の推薦書、履歴書及び所信等の開示並びに公開討論会の実施による情報の周知と共有化を図り、それを踏まえた意向調査を実施する。
- (3) 学長候補適任者の面接を実施し、推薦時に提出された書類、公開討論会及び意向調査の結果等を参考に、「富山大学にふさわしい学長像」に照らして総合的に判断し、学長候補者を決定する。

富山大学にふさわしい学長像

- 1 人格が高潔で学識に優れるとともに、教育・研究・社会貢献の遂行に信念と情熱を持ち、学問の自由と社会のための大学の実現に向けて、責任をもってリーダーシップを発揮できる人
- 2 全国的な教育研究拠点と地域活性化の中核的拠点の形成に向けて、地域とグローバルな視野で中長期的な目標と構想を掲げ、具体的な計画の実行により、富山大学を発展させることができる人
- 3 大学経営の最高責任者として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応した改革に積極的に取り組むとともに、安定的な財政基盤の確立と部局を越えた学内連携に努めるなど、大学経営を総合的に推進できる人
- 4 富山大学に求められる社会的役割を果たすために、大学の多様な専門性と総合性を活かして関係諸機関等との連携を推進するなど、地域社会においてリーダーシップを発揮できる人

平成30年6月27日

国立大学法人富山大学学長選考会議

(学長選考会議公示第1-3号)

公 示

国立大学法人富山大学学長候補適任者の推薦受付について

国立大学法人富山大学学長選考規則第5条の規定に基づき、下記のとおり学長候補適任者の推薦を受け付けます。

記

1 受付期間

平成30年9月3日(月)から平成30年9月7日(金)までの
午前9時から午後5時まで

2 受付場所

〒930-8555 富山市五福3190
国立大学法人富山大学総務部総務・広報課(事務局3階)
TEL 076-445-6005

※ ただし、郵送による受付を可とする。その場合は、「国立大学法人富山大学学長候補適任者推薦書類在中」と朱書のうえ書留とし、平成30年9月7日(金)午後5時必着とする。

なお、推薦に必要な書類は、事務局総務部総務・広報課宛ご請求ください。

平成30年6月27日

国立大学法人富山大学学長選考会議

学長選考に関する関係規則抜粋

○国立大学法人富山大学役員規則

(学長)

第2条 学長は、富山大学の校務をつかさどり職員を統督するとともに、本法人を代表し、本法人の最高責任者として、その業務を総理する。

2 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人富山大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

3 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えることはできない。

4 学長の選考手続きに関しては、別に定める。

○国立大学法人富山大学学長選考規則

(選考の時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者を選考する。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(選考の基準)

第4条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たって、学長に求められる資質及び能力並びに学長選考の手続及び方法などの「選考の基準」を定める。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長選考会議は、学長候補者の選考を行うに当たり、次の各号による学長候補者として適任である者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求める。

(1) 国立大学法人富山大学経営協議会規則第2条第4号の委員からの推薦

(2) 学長、理事、専任の教授及び准教授で20人以上25人以内の連署による推薦

2 前項第1号による推薦は、当該委員複数人で1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

3 第1項第2号による推薦は、1人の学長候補適任者に限り推薦できるものとする。

4 第1項による推薦は、被推薦者が学長候補適任者として推薦されることの同意を要する。

(学長候補適任者の決定)

第6条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された者について学長候補適任者であるか否かの確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。

2 学長選考会議は、前項の学長候補適任者の決定の際に当たり、推薦された者に対し必要に応じて面接等を実施することができる。

(公開討論会等)

第7条 学長選考会議は、学長候補適任者を対象として公開討論会等を行うものとする。

(意向調査)

第8条 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするために、学長候補適任者を対象とした本学の役員及び職員の意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することができる。

(学長候補者の決定)

第9条 学長選考会議は、学長候補適任者の面接を実施し、次に掲げる事項を参考に、第4条に定める選考の基準に基づき、学長としてのリーダーシップ、資質及び能力を判定し、学長候補者を選考

する。

(1) 推薦時に提出された書類（履歴，所信等）

(2) 公開討論会等

(3) その他学長選考会議が必要とする事項

2 学長選考会議は，前項で選考した学長候補者が学長となる意思があることを確認し，学長候補者として決定する。